

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 「1 原告」について

原告が厚生労働省から委託を受け平成21年度及び平成22年度にフィリピンにおける旧日本兵の遺骨収集事業を行っていることは認め、その余は不知。

(2) 「2 被告」について

被告が放送法に基づき放送等の業務を行うことを目的として設立された特殊法人であること、及び、被告が平成22年10月2日午後9時53分から同日午後10時20分の間に「追跡！AtoZ “疑惑の遺骨”を追え～戦没者遺骨収集の闇～」と題する番組（以下「本件番組」という。）を放送したことは認める。

2 「第2 被告の不法行為」について

(1) 「1 名誉毀損の事実」について

ア 第一文（「被告NHKは」～「毀損した。」）について

被告が、本件番組を放送したことは認める。

その余は、否認し争う。被告は、本件番組の制作にあたって各方面に対して綿密な取材を行い、複数の取材先から取得した確実な情報に基づき本件番組を報道したのであり、本件番組において報道された事実はすべて真実である。本件番組に関して虚偽の内容や捏造した内容を放送したことはない。

イ (1) について

(ア) 前段（「本件放送冒頭シーンから約2分間」～「とともに、」）について

本件番組において、「しかしこの中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が、持ち上がっている。」「祈りの先にあるのは果たして日本兵の遺骨なのか。」とのナレーションがなされたこと、及び、上記ナレーションがなされた後に「”疑惑の遺骨”を追え～戦没者 遺骨収集事業の闇～」というタイトルが表示されたことは認める。

その余は、否認する。被告の取材により、フィリピンにおける遺骨収集事業において、日本兵の遺骨として日本に持ち帰られるものの中にフィリピン人の遺骨が混入しているという疑いが生じたのであり、本件番組における報道内容は真実である。

(イ) 後段（「本件放送開始から20分25秒」～「放送した」）について

本件番組において、「形ばかりの鑑定といい加減な宣誓供述書。3週間にわたる追跡から見えてきたのは、厳正であるべき遺骨収集のずさんな実態だった。」というナレーションがなされたこと、及び、被告の解説委員である鎌田靖（以下「鎌田」という。）が「フィリピン人の遺骨が日本

兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実であると私には思えました。」と発言したことは認める。

その余は、否認する。被告の取材により、フィリピンにおける遺骨収集事業において、フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑いが生じたのであり、本件番組における報道内容は真実である。

ウ (2) について

本件番組において、「しかし、遺骨を日本のグループに渡してお金を得たという男性に出会うことが出来た。」「日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると祖父から聞かされていた。」というナレーションがなされたこと、上記ナレーションの後に、フィリピンのアバタン村の男性（以下「アバタン村男性」という。）へのインタビューの日本語訳として「全てが日本人のものかどうか分からない」と伝えましたが何も聞かずに「1・2・3・・・」と数え始めたのです。そして「48体」という結果が出て、1つもはじかれませんでした。つまり「すべて日本人の骨」ということになったんです。」とテロップ表示されたこと、及び、「男性は、「労賃」という名目で遺骨一体あたり500ペソ、計24000ペソを手に入れた。空援隊から受け取ったのは、日本円にしておよそ5万円。年収の半分に相当する大金だった。」とのナレーションがなされたことは認める。

その余は、否認する。被告は、アバタン村男性へのインタビュー内容を正確に日本語訳しており、誤訳をしたことはない。また、アバタン村男性へのインタビュー等の取材により、原告が、フィリピンの遺骨発見者に対して、遺骨が日本人であるかどうかにつき確認をすることなく、遺骨1体あたり500ペソ・合計24000ペソを渡したという事実が判明したのであり、本件番組における報道内容は真実である。

エ (3) について

本件番組において、「委託を受けた空援隊は、それまでとは全く違う収集方法を取り入れました。」「現地のフィリピン人に協力を求め、遺骨を収集してもらいます。そして、労賃という形で遺骨と引き換えにお金を支払うことにしたのです。」というナレーションが図解入りでなされたことは認める。

その余は、否認する。被告の取材により、原告はフィリピンの現地住民に遺骨の収集をしてもらい、遺骨と引換えに、労賃という形でお金を支払っていることが判明したのであり、本件番組における報道内容は真実である。

オ (4) について

本件番組において、フィリピンのワンワン村において行われた村民と原告との集会のシーンにおいて、「2日に渡って行われた空援隊と住民との話し合い。」「村の住民からは、「盗まれた遺骨が、空援隊に渡っている」という非難の声相次いだ。」とのナレーションがなされたこと、及び、村民の発言の日本語訳として「骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です。この問題を解決すべきだ。」とテロップ表示がされたことは認める。

その余は、否認する。被告の取材により、フィリピンのワンワン村において遺骨の盗難が多発しており、ワンワン村住民の間で、原告の遺骨収集活動と遺骨の盗難との間に関連性があるとの疑いが生じていることが判明したのであり、本件番組における報道内容は真実である。

カ (5) について

本件番組において、アバタン村男性のインタビューのシーンにおいて、

アバタン村男性と被告スタッフとのやり取りの日本語訳として『宣誓供述書なんて書いていません。書いたのは村長です。』『でも骨を山で見つけたのか洞窟で見つけたのかなど詳しいことは村長に説明していませんけど。』『じゃあ見つけた場所は言っていないのですか?』『言ってない。』とテロップ表示がされたこと、及び、「この村では全ての宣誓供述書を村長が一人で書いているのだという。」というナレーションがなされたことは認める。

その余は、否認する。被告は、アバタン村男性のインタビュー内容について正確に日本語訳しており、誤訳をしたことはない。被告の取材により、遺骨発見者の宣誓供述書を、遺骨発見者以外の者が作成しているケースが存在することが判明したのであり、本件番組における報道内容は真実である。

キ (6) について

本件番組において、フィリピンのアバタン村村長（以下「アバタン村村長」という。）のインタビューにおいて、「日本人の骨となぜ言えるのかと問うと、徐々に本心を口に始めた。」とのナレーションがなされたこと、上記インタビューにおけるアバタン村村長と被告スタッフのやり取りの日本語訳として、『宣誓供述書って言ったってその骨がどこの何の骨なのか、私には確認しようがない。』『私にはそれをチェックすることなんて無理だ。』『それでは宣誓供述書は意味がないじゃないか。』『だって怒られるんだよ。』『みんな遠いところから大変な思いをして骨を持って来るんだから供述書を書かないといったら、私が怒られるよ。』とのテロップ表示がなされたこと、アバタン村村長が作成した宣誓供述書が映されたこと、「遺骨の発見状況などを確認することもなく、これまでに2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したという。」とのナレーションがなされた

ことは認める。

その余は、否認する。被告は、アバタン村村長のインタビュー内容について正確に日本語訳しており、誤訳をしたことはない。また、被告の取材により、アバタン村村長が、遺骨の発見状況や発見された遺骨が日本人のものであるかにつき確認をすることなく、2000体以上の遺骨について、当該遺骨が日本人のものである旨の宣誓供述書を作成したことが判明したのであり、本件番組における報道内容は真実である。

ク (7) について

本件番組において、「そして、遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した。」「日本兵の遺骨をどう選別しているのか。その答えは驚くべきものだった。」「そもそもフィルム氏の専門は鉱物学。彼の仕事は、集まった遺骨の数を数えることが中心だという。」とのナレーションがなされたこと、フィリピン国立博物館フィルム学芸員（以下「フィルム氏」という。）のインタビューシーンにおいて、フィルム氏と被告スタッフとのやり取りの日本語訳として、『私は「これは日本人の骨だ。」と言った事はありません。』『人間の骨を肉眼で見ても、どこの国の人間か分かるはずがありません。（つまり・・・）無理です。無理。』とのテロップ表示をしたことは認める。

その余は、否認する。フィルム氏に対するインタビュー取材により、フィルム氏が、収集された遺骨が日本人であるかどうかについての鑑定を行っておらず、フィルム氏の仕事は遺骨の数を数えることが中心であることが判明したのであり、上記ナレーションは事実在即しており何ら偏ったものではない。

ケ (8) について

本件番組において、「では、空援隊に委託し、その収集方法を認めてきた厚生労働省は、どう受け止めるのでしょうか。」とのナレーションがなされたこと、厚生労働省職員に対するインタビューシーンにおいて、鎌田が当該職員に対して、「日本兵以外の骨が混じってもある程度仕方がないと。つまり遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだからその中に混じっても仕方がないという風な仰り方をするんですよ。」と述べたことは認める。

その余は、否認する。鎌田が原告事務局長の倉田宇山氏（以下「倉田氏」という。）に対してインタビュー取材を行った際、鎌田が「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、あるいは盗掘じゃなくても混じった物が日本に行くことになると、フィリピンにも遺族の人たちいるわけですよ。そこに感覚が欠落している、足りないのではないかと。」と質問したのに対して、倉田氏は「そうですね。確かにフィリピンの人たちへの配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましょうと言って止めたらフィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」と日本兵の遺骨にフィリピン人の骨が混入することを容認する旨の回答をしている。また、倉田氏は、「この体制組んだときに、こういうこと（被告注：日本兵の骨とされるものの中に、フィリピン人の骨が混入すること）が起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか？」という質問に対しても、「はい。そこは確信犯です。」と日本兵の遺骨にフィリピン人の骨が混入することを容認する旨の回答をしている（なお、これらのやり取りは、本件番組の中でも放送されている。）。倉田氏の上記回答から、原告がフィリピンで収集して日本に持ち帰る遺骨の中にフィリピン人の骨が混入することを容認しているのは、

明らかである。よって、鎌田の厚生労働省職員に対する発言は事実在即したものである。

(2) 「2 被告による不法行為の虚偽性、悪質性」について

ア 「(1) 遺骨収集事業の手続きについて」について

(ア) 第一段落（「空援隊の」～「認めたものである。」）について

不知。

(イ) 第二段落（「具体的な手続きとしては」～「帰還させている。」）について

フィリピンにおける遺骨収集手続において、遺骨の収集者又は発見者が宣誓供述書を提出していること、土地の所有者や行政長（村長等）が認証していること、及び国立博物館学芸員が遺骨を旧日本兵の遺骨であることを認証していることについては、否認する。フィリピンにおける遺骨収集手続では、必ずしも遺骨の収集者又は発見者が宣誓供述書を作成しておらず、遺骨の収集者又は発見者の代わりに村長が宣誓供述書を作成している場合も存在することは、被告の取材活動により明らかである。また、フィルメ氏の本件番組におけるインタビューから明らかなどおり、フィルメ氏は発掘された遺骨が日本人のものであるかどうかの鑑定を行っていない。

その余は、不知。

(ウ) 第三段落（「この点につき」～「行為である。」）について

否認し、争う。

被告は、本件番組の制作にあたって各方面に対して綿密な取材を行い、複数の取材先から取得した確実な情報に基づき本件番組を報道したのであり、本件番組において報道された事実は真実である。

イ 「(2) 遺骨の鑑定について」について

(ア) 第一段落（「そもそも」～「不可能である。」）について

不知。

(イ) 第二段落（「一般的に」～「行われていない。」）について

不知。

(ウ) 第三段落（「併せて」～「伝えている。」）について

概ね認める。

(エ) 第四段落（「よって」～「悪質である。」）について

被告が、本件番組において、原告がフィリピンにおける遺骨収集活動の際に遺骨が日本人のものであるのかどうかについての鑑定を行っていない旨を放送したことは認める。

その余は、否認する。フィリピンにおける遺骨収集活動の際に遺骨が日本人のものであるのかどうかについての鑑定が行われていないことは、フィルメ氏に対するインタビュー取材の内容に照らして明らかである。

ウ 「(3) 「宣誓供述書」は、フィリピン国内法に基づく正規の法律文書である。」について

(ア) 第一段落（「遺骨発見者」～「出来ない。」）について

否認する。フィリピンにおいて、遺骨の収集者又は発見者以外の者が、遺骨が日本人のものであることに関する宣誓供述書を作成・署名している場合が存在することは、アバタン村村長のインタビュー等により明らかである。

(イ) 第二段落（「宣誓供述書」～「代筆している。」）について

不知。

(ウ) 第三段落（「宣誓供述書」～「裁かれるものである。」）について

不知。

(エ) 第四段落（「また」～「敷衍されている。」）について

不知。

(オ) 第五段落（「よって」～「存在し得ない。」）について

否認する。フィリピンにおいて、遺骨の収集者又は発見者以外の者が、遺骨が日本人のものであることに関する宣誓供述書を作成・署名している場合が存在することは、アバタン村村長のインタビュー等により明らかである。

エ 「(4) フィリピン人証言者の証言内容の誤訳・捏造について」について

(ア) 第一段落（「本件放送の」～「もらった。」）について

不知。

(イ) 第二段落（「また」～「思わざるを得ない。」）について

被告が、アバタン村男性及びアバタン村村長のインタビューをトゥワリ語で取材したことは認め、その余は不知。

なお、被告がアバタン村男性及びアバタン村村長のインタビューをトゥワリ語で取材したのは、彼らが日常的に使っている言語で回答してもらうことにより、彼らの回答の真意やニュアンスが最も伝わるようにするためである。

(ウ) 第三段落（「更に」～「放送されている。」）について

アバタン村男性が、被告の取材を受けた際に、本件番組内で自分の顔を出さないことを被告の番組担当ディレクターに依頼したことについては、否認する。アバタン村男性は、被告職員内山拓（以下「内山」という。）に対して、本件番組がアバタン村周辺において放送されるかどうかを確認したに過ぎず、これに対し内山は、アバタン村周辺において本件番組が放送されることはない旨回答した。

本件放送が、フィリピン内でも、特別の受信設備が必要となる衛星によるテレビ国際放送で放送されたことは認める。

(エ) 第四段落（①アバタン村村民男性）について

アバタン村男性が原告から受け取った24000ペソが、アバタン村男性とその仲間が原告から労賃として受け取ったものであるという点については、否認する。アバタン村男性は、「労賃」という名目で、一体あたり500ペソ、48体分合計24000ペソを原告から受け取ったものである。

アバタン村男性が、被告に対して、年収の話をしていないことは認め

る。

その余は、不知。

(オ) 第五段落 (②アバタン村カルロス村長) について

被告が、本件番組内で、アバタン村村長が、遺骨の発見状況を確認することもなく、これまでに2000体以上の遺骨について日本人の遺骨であるとして宣誓供述書を提出したと放送したことは認める。

その余は、不知。

オ 「(5) 労賃について」について

(ア) 第一段落 (「空援隊が」～「ベースにしている。」) について

否認する。原告が、遺骨発見者又は収集者に対し、遺骨の数に応じて労賃を支払っていることは、アバタン村男性に対するインタビュー等により明らかである。

(イ) 第二段落 (「労賃を」～「特別なことではない。」) について

否認する。被告の取材によれば、従来は、政府が派遣する遺骨収集団と同行している現地協力者に対し、戦没者の遺骨が埋まっている現場を案内し、遺骨の採掘を手伝ったことに対する日当が支払われていた。原告がとっている、現地住民に遺骨収集作業を依頼し、遺骨と引き換えに、遺骨の数に応じた労賃を支払うという遺骨収集方法が、従来にはとられなかった方法であることは明らかな事実である。

(ウ) 第三段落 (「にもかかわらず」～「行為である。」) について

被告が、本件番組内で、原告がアバタン村男性に対して労賃として遺

骨1体あたり500ペソ・合計24000ペソを支払ったと放送したこと、空援隊の遺骨収集方法について、現地のフィリピン人に遺骨を収集させ、労賃という形で遺骨と引き換えにお金を支払うものである旨放送したことは認める。

その余は、否認する。上記内容が真実であることは、アバタン村男性に対するインタビュー等により明らかである。

カ 「(6) ワンワン村での集会について」について

(ア) 第一段落(「ワンワン村で」～「行っている。」)について

ワンワン村で、墓から遺骨が紛失する事件が起こっていることは認め、その余は不知。

(イ) 第二段落(「ワンワン村で」～「利害関係者である。」)について

不知。

(ウ) 第三段落(「本件放送で」～「捏造している。」)について

否認する。原告が主張する、集会に関する経緯は正確ではない。

原告が指摘するシーンは、①ワンワン村住民及び原告スタッフによる集会のシーン、並びに、その翌日に行われた②ワンワン村住民、原告スタッフ及び訴外亀井亘氏(以下「亀井氏」という。)による集会のシーンを続けて編集したものである。

上記①の集会は、ワンワン村住民が、ワンワン村における遺骨の盗難に原告が関与しているのではないかという疑惑を抱いていたために、原告がワンワン村住民に対して事情を説明するために行われたものである。そして、上記②の集会は、遺骨の盗難の犯人に関して原告と亀井氏の言

い分に食い違いがあることから（すなわち、原告は遺骨の盗難への関与を否定するのに対して、亀井氏は原告の関与を疑っていた。）、ワンワン村住民が、原告と亀井氏双方の言い分を聞いた上で、どちらが正しいかを判断したいということで開かれた集会である。

被告は、本件番組作成にあたって、上記①及び②の集会の内容を続けて編集したものであって、虚偽の集会を捏造したなどということは一切ない。

(エ) 第四段落（「尚」～「伺える。」）について

否認する。被告は、亀井氏を本件番組の取材に同行させたことはない。また、被告は、亀井氏の証言をもとに、亀井氏の案内で取材を行ったこともない。ワンワン村での住民の空援隊に対する非難は自発的なものであり、被告が捏造したわけではない。

キ 「(7) フィリピン国立博物館フィルム学芸員と遺骨の「個体数識別」について」について

(ア) 第一段落（「空援隊の」～「専門家である。」）について

概ね認める。

なお、訴状には「フィルム学芸員は、昭和50年代から日本の遺骨収集に関わっているフィリピン唯一の人物である。」と記載されているが、従前のフィルム氏の主たる業務は遺骨の発掘作業に立ち会うことであり、フィルム氏が遺骨の鑑定作業を担当するようになったのはここ数年のことである。

(イ) 第二段落（「日本の」～「ない。」）について

フィルム氏がフィリピン政府から派遣されている人物であること、フィルム氏が収集された遺骨の個体数を数える業務を行っていることは認めるが、その余は否認する。

フィルム氏が行う「個体数識別」作業は、原告が主張するような「収集された遺骨の各部位を特定し個体毎に分けて、最終的な遺骨個体数を査定している」などというものではなく、収集された遺骨のうち、骨盤等人体に一つしかない骨を特定し、その数を数えることによって、遺骨の個体数を算定しているにすぎない。

(ウ) 第三段落（「また」～「行っている。」）について

フィルム氏が、遺骨の鑑定にあたって、遺骨が宣誓供述書に記載された内容と明らかに齟齬がないかについて確認をしていること、及び、厚生労働省の職員が遺骨を日本に持ち帰るかについての判断をしていることは認める。

もっとも、遺骨を日本に持ち帰るかどうかについては、原告、厚生労働省職員及びフィルム氏の協議により決定されており、厚生労働省職員が遺骨を持ち帰るかどうかについての最終的な判断権限を有しているわけではない。

ク 「(8) フィリピン人の遺骨が混入する可能性について」について

日本人のものであると判断された遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が混入する可能性があることは認め、その余は争う。

(3) 「3 被告NHKによる責任と、空援隊に対する名誉毀損の重大性」について

ア (1) について

原告がフィリピンにおける遺骨収集活動を開始して以降、遺骨の収集数が飛躍的に増加したことは認める。

その余は、不知。

イ (2) について

争う。

ウ (3) について

不知。

エ (4) について

否認し、争う。

本件番組は公平・中立な取材に基づき制作されたものである。前述のとおり、被告は亀井氏を本件番組の取材にあたってフィリピンに同行させたことはないし、亀井氏の案内で取材を行ったこともない。被告は、スケジュールの都合によりフィリピンにおいて原告の取材を行うことはできなかったものの、都内において倉田氏のインタビュー取材を行い、本件番組内で原告の主張も紹介している。

オ (5) について

「週刊文春 平成22年3月18日号」で原告がフィリピンで収集した遺骨の中にフィリピン人のものが相当数含まれている可能性が高い旨指摘されていることは認め、その余は争う。

(4) 「第3 原告空援隊の損害と損害の回復」について

ア 第1項について

争う。

イ 第2項について

争う。

ウ 第3項について

不知。

(5)「第4 まとめ」について

争う。

第3 被告の主張

1 被告が本件番組において摘示した事実

本件番組は、原告が、厚生労働省の委託を受けてフィリピンにおいて行う、第二次世界大戦中に戦死した日本人兵士の遺骨収集事業の実態を紹介したドキュメンタリー番組である。

被告は、本件番組において、原告がフィリピンにおいて日本人兵士の遺骨を収集する際に、日本人兵士の遺骨とされるものの中にフィリピン人の遺骨が混入している疑いがあるという事実（以下「本件事実」という。）を報道した。

原告は本件番組により原告の名誉が毀損されたと主張するが、被告が本件番組において具体的にいかなる事実を摘示したことにより原告の社会的評価が低下したのかが訴状によって特定されていないので、以下、本件事実の摘示によ

り原告の社会的評価が低下したと原告が主張していることを前提に、被告の主張を述べる。

2 本件において不法行為は成立しない

(1) 名誉毀損行為の違法性阻却事由

ある表現行為によって人の社会的評価が低下する場合であっても、その表現行為が公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であるとの証明があれば、上記行為は違法性がなく、また、真実であるとの証明がなくても、行為者がそれを真実と信じるについて相当の理由があるときは、上記行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないとするのが判例である（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・集民140号177頁）。

(2) 本件事実の摘示行為は、違法性阻却事由に該当する

以下のとおり、本件番組は公共の利害に関する事実に係るものであり、本件番組を報道した目的はもっぱら公益を図ったものであり、また本件事実は真実性を有するから、違法性阻却事由に該当する。

ア 本件番組は公共の利害に関する事実に係るものである

本件事実は、政府が行うフィリピンにおける日本人兵士の遺骨収集事業に関するものであり、当該遺骨収集事業が国民の間で議論されるべき正当な関心事であることは明らかであるから、公共の利害に関する事実に係るものである。

イ 被告が本件番組を報道した目的は、もっぱら公益を図ったものである

被告が本件番組を報道したのは、本件事実を国民に伝えることによって、フィリピンにおける日本人兵士の遺骨収集作業を今後どのように進めるべきであるのかについて、国民に議論の材料を与えることを目的としている。よって、被告が本件番組において本件事実を摘示した目的は、もっぱら公益を図ったものである。

ウ 本件事実は重要な部分において真実性を有する

被告は、本件番組の制作にあたって各方面に対して綿密な取材を行い、複数の取材先から取得した確実な情報に基づき本件番組を報道したのであり、本件事実は重要な部分において真実性を有する。

前記第2・2（1）ケでも述べたとおり、原告事務局長の倉田氏は、本番組で放送されたインタビューにおいて、鎌田の「仮に盗掘されたものがそのまま焼かれて日本に持ってこられるということになると、あるいは盗掘じゃなくても混じった物が日本に行くことになると、フィリピンにも遺族の人たちいるわけですよ。そこに感覚が欠落している、足りないんじゃないかと。」という質問に対して、「そうですね。確かにフィリピンの人たちへの配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましょうと言って止めたらフィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」と日本兵の遺骨にフィリピン人の骨が混入することを容認する旨の回答をしている。また、倉田氏は、「この体制組んだときに、こういうこと（被告注：日本兵の骨とされるものの中に、フィリピン人の骨が混入すること）が起こることは当然想定なさっていると考えていいんですか？」という質問に対しても、「はい。そこは確信犯です。」と日本兵の遺

骨にフィリピン人の骨が混入することを容認する旨の回答をしている。

また、原告は、訴状中においても、遺骨の鑑定が行われていないこと（第2・2（2）（5頁））、日本人のものであると判断された遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入する可能性があること（第2・2（8）（8頁））を自認している。

以上の点からだけでも、本件事実が重要な部分において真実性を有することは明らかである。

（3）結論

このように、本件番組は公共の利害に関する事実に係るものであり、本件番組を報道した目的はもっぱら公益を図ったものであり、また本件事実は重要な部分において真実性を有するから、たとえ本件事実が原告の社会的評価を低下させるものだとしても、不法行為は成立しない。

3 原告の放送法4条1項に基づく訂正放送の主張は失当である

（1）放送法4条1項は、訂正放送を求める私法上の請求権を付与する規定ではない

原告は、被告に対して、放送法4条1項に基づく訂正放送を請求するが（訴状9頁）、当該請求は、原告が被告に対して放送法4条1項に基づく訂正放送を求める私法上の権利を有することを前提としている。

しかしながら、放送法4条1項は、放送事業者に対して自律的に訂正放送を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人（以下「被害者」と総称する。）に対して訂正放送を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではない。

この点について、最高裁平成16年11月25日第一小法廷判決（民集58巻8号2326頁）は、次のとおり判示している。

「法4条は、放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人（以下「被害者」と総称する。）から、放送のあった日から3か月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送（以下「訂正放送等」と総称する。）をしなければならないとし（1項）、放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、上記と同様の訂正放送等をしなければならないと定めている（2項）。そして、法56条1項は、法4条1項の規定に違反した場合の罰則を定めている。

このように、法4条1項は、真実でない事項の放送について被害者から請求があった場合に、放送事業者に対して訂正放送等を義務付けるものであるが、この請求や義務の性質については、法の全体的な枠組みと趣旨を踏まえて解釈する必要がある。憲法21条が規定する表現の自由の保障の下において、法1条は、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」（1号）、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」（2号）、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」（3号）という三つの原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを法の目的とすると規定しており、法2条以下の規定は、この三つの原則を具体化したものといえることができる。法3条は、上記の表現の自由及び放送の自律性の保障の理念を具体化し、「放送番組は、

法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることのない」として、放送番組編集の自由を規定している。すなわち、別に法律で定める権限に基く場合でなければ、他からの放送番組編集への関与は許されないのである。法4条1項も、これらの規定を受けたものであって、上記の放送の自律性の保障の理念を踏まえた上で、上記の真実性の保障の理念を具体化するための規定であると解される。そして、このことに加え、法4条1項自体をみても、放送をした事項が真実でないことが放送事業者に判明したときに訂正放送等を行うことを義務付けているだけであって、訂正放送等に関する裁判所の関与を規定していないこと、同項所定の義務違反について罰則が定められていること等を併せ考えると、同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である。前記のとおり、法4条1項は被害者からの訂正放送等の請求について規定しているが、同条2項の規定内容を併せ考えると、これは、同請求を、放送事業者が当該放送の真実性に関する調査及び訂正放送等を行うための端緒と位置付けているものと解するのが相当であって、これをもって、上記の私法上の請求権の根拠と解することはできない。

したがって、被害者は、放送事業者に対し、法4条1項の規定に基づく訂正放送等を求める私法上の権利を有しないというべきである。」（下線は被告代理人が付した。）

(2) 結論

このように、被害者が放送事業者に対して放送法4条1項の規定に基づく訂正放送を求める私法上の権利を有しないことは上記判例に照らして明らかであるから、本件において不法行為が成立するかどうかにかかわらず、原告が被告に対して放送法4条1項に基づく訂正放送を求める私法上の権利を有することはない。

よって、原告の放送法4条1項に基づく訂正放送の主張は失当である。

4 まとめ

上記のとおり本件において不法行為は成立せず、また原告の訂正放送の主張も失当であるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

なお、被告の主張の詳細については、追って準備書面で述べる予定である。

以上